

販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

中小企業庁 平成26年度補正予算事業

# 小規模事業者持続化補助金

## ➤ 経営計画に基づいて実施する販路開拓等の

取り組みに対し**50万円**を上限に補助金  
(補助率:2/3)が出ます

- ・雇用の増加を伴う取り組み、または従業員の処遇改善に取り組む事業者、あるいは弱い物弱者対策に取り組む事業者については100万円が上限になります。
- ・複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。\*連携小規模事業者数によります。

## ➤ 計画の作成や販路拡大の実施の際、 商工会議所の指導・助言を受けられます

《対象となる取り組みの例》

### ① 広告宣伝

- ・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布

### ② 集客力を高めるための店舗改装

- ・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

### ③ 商談会・展示会への出展

- ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展

### ④ 商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更

- ・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

お問い合わせ先

別府商工会議所

電話:0977-25-3311

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局(申請書類の提出先)

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

電話:03-6434-7421 [9:30~12:00、13:00~17:30(土日祝日、年末年始除く)]

URL: <http://www.jizokukahojokin.info>

## 【概要】

※詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

### ◆補助対象者

小規模事業者[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用]

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

### ◆対象となる事業

・経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

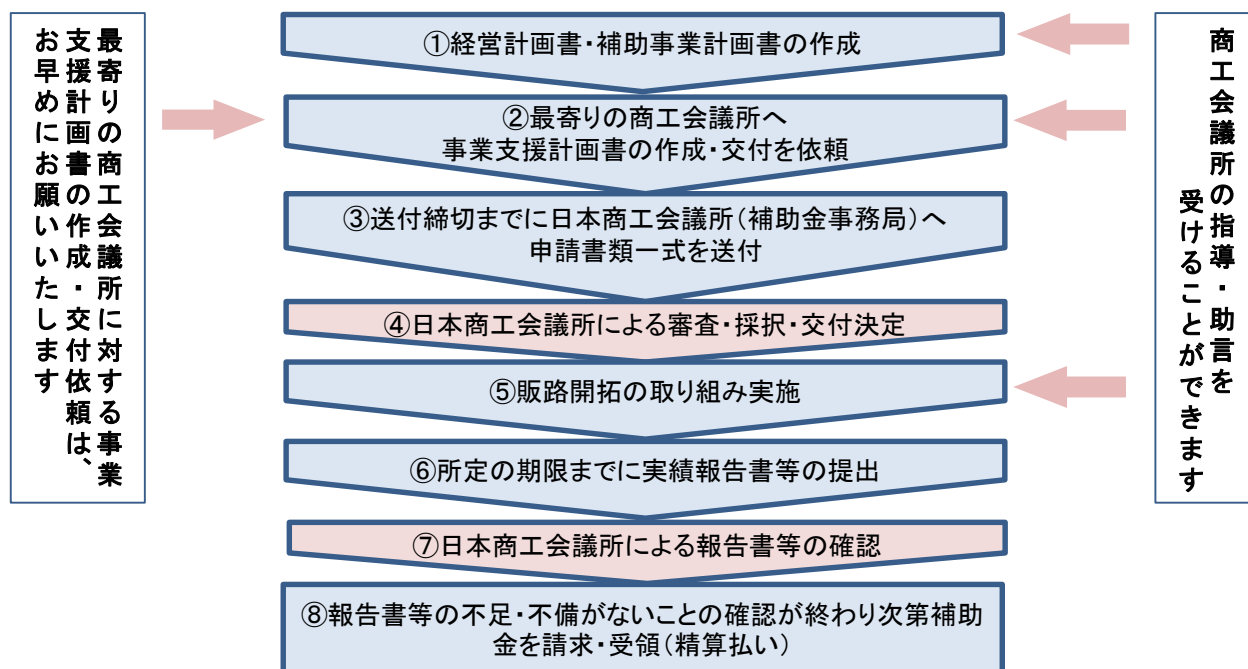
### ◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費(買い物弱者対策事業の場合に限ります)、委託費、外注費

### ◆補助率・補助額

- ・補助率 補助対象経費の2/3以内
- ・補助額 上限50万円(雇用の増加を伴う取り組み、または従業員の処遇改善に取り組む事業者、あるいは買い物弱者対策に取り組む事業者は上限100万円)  
\*複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。

### ◆申請から補助金受領までの手続



### ◆手続きの期限等

	第一次受付	第二次受付
1. 申請受付開始	2月27日(金)	
2. 日本商工会議所(補助金事務局)への申請書類一式の送付締切(上記③)	3月27日(金)	5月27日(水)
3. 採択結果公表	4月30日(木) 予定	6月30日(火) 予定
4. 実施期限	交付決定通知書受領後から10月31日(土)まで	交付決定通知書受領後から11月30日(月)まで

## 別府商工会議所からのお知らせ

### 平成26年度補正予算事業「小規模事業者持続化補助金」 第1次受付の受付期限について

小規模事業者の皆さんが販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助する制度です。  
(補助上限額：50万円です/雇用の増加を伴う取り組み、従業員の処遇改善に取り組む事業者、買い物弱者対策に取り組む事業者については上限100万円です。)

※申請に際しては、商工会議所による事業支援計画書(様式4)が必要です。  
締切間際の場合には、対応できないこともあり得ますので、事業支援計画書の発行依頼は送付締切の1週間前までにお願いいたします。

(但し事業計画書の完成している案件に限る)

なお、日本商工会議所への申請書類一式の送付締切は、3月27日(金)(当日消印有効)となっておりますので、ご相談はお早めをお願いいたします。

※事業の詳細は、<http://www.jizokukahojokin.info>をご覧ください。

問い合わせ先 別府商工会議所 中小企業相談所  
電話 0977-25-3311